

高知県夢・志チャレンジ基金条例をここに公布する。

○高知県夢・志チャレンジ基金条例

(平成 28 年 3 月 25 日条例第 9 号)

改正 令和元年 10 月 18 日条例第 14 号

高知県夢・志チャレンジ基金条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 4 条)

第 2 章 給付事業(第 5 条―第 12 条)

第 3 章 雑則(第 13 条)

附則

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 国及び社会の発展に大きく貢献することができる有為な人材を育成することを目的とし、学業成績が極めて優秀で、大学における修学に要する費用の支弁が困難な学生に対し、高知県夢・志チャレンジ育英資金(以下「育英資金」という。)を給付するため、篤志家からの寄附金を原資として、高知県夢・志チャレンジ基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第 4 条 知事は、第 1 条の目的を達成するため行う事業であつて、次章に定めるものに要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

第 2 章 給付事業

(育英資金の給付)

第 5 条 知事は、育英資金として、規則で定めるところにより、育英資金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)が大学(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 1 項の大学をいい、同法第 2 条第 2 項に規定する国立学校又は同項に規定する公立学校であるものに限る。以下同じ。)を卒業するまでの間、月額 4 万円を給付するものとする。ただし、給付期間は、4 年を限度とする。

2 前項ただし書の給付期間には、第8条第2項の規定に基づき育英資金の給付を一時停止する期間を含まないものとする。

(奨学生の選考)

第6条 知事は、毎年度予算の範囲内で、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる全ての要件を備えている者のうちから選考の上、当該年度における奨学生を決定するものとする。

- (1) その保護者が県内に住所を有していること。
- (2) 県内の高等学校を卒業し、引き続き、当該年度において、大学に入学し、在学していること。
- (3) 学業成績が極めて優秀であること。
- (4) 経済的理由により大学における修学が困難であると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める要件

2 前項の決定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(奨学生の報告義務等)

第7条 奨学生は、毎年度、規則で定めるところにより、大学における修学状況について知事に報告しなければならない。

2 奨学生は、規則で定めるところにより、前項の規定により報告した事項に変更があったとき等は、速やかに、知事に届け出なければならない。

(奨学生の資格の取消し等)

第8条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すことができる。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 学業又は性行が著しく不良であると認めたとき。
- (3) 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認めたとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 前条第1項の規定による報告をしなかったとき。
- (6) 育英資金の給付を辞退したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、育英資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認めたとき。

2 知事は、奨学生が大学を休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたって欠席するときその他育英資金の給付を継続することが不相当であると認めたときは、その間(当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由がなくなった日の属する月までの間とする。)の育英資金の給付を一時停止することができる。この場合において、当該一時停止する間の月の分として既に給付された育英資金があるときは、当該育英資金は、当該事由がなくなった日の属する月の翌月以後の分として給付されたものとみなす。

3 前項後段に規定する場合において、育英資金の給付が再開されなかったときは、当該一時停止した間の月の分として給付された育英資金については、直ちに県に返還させるものとする。

(育英資金の給付の取消し)

第9条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、育英資金の給付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により育英資金の給付を受けていたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、育英資金を給付することが不相当であると認めたとき。

(育英資金の返還)

第10条 奨学生は、前条の規定に基づき育英資金の給付を取り消されたときは、直ちに既に給付を受けた育英資金の全額を県に返還しなければならない。この場合において、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、育英資金の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項の場合において、特に必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、育英資金を分割して返還させることができる。

(延滞利子)

第11条 奨学生が正当な理由がなく育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき支援金の額に対して年14.5パーセントの割合を乗じて得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。

2 前項の規定により延滞利子を計算する場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 知事は、特別の理由があると認めたときは、規則で定めるところにより、第1項の延滞利子を減額し、又は免除することができる。

(調査)

第12条 知事は、奨学生の決定、その資格の取消しその他育英資金の給付に関し必要があると認めるときは、当該奨学生の修学状況等について調査することができる。

第3章 雑則

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用並びに育英資金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞利子の割合の特例)

- 2 当分の間、第 11 条第 1 項に規定する延滞利子の年 14.5 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.2 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則(令和元年 10 月 18 日条例第 14 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高知県夢・志チャレンジ基金条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに高知県夢・志チャレンジ育英資金(以下この項において「育英資金」という。)の給付を受ける者について適用し、同日前から引き続き育英資金の給付を受けている者については、なお従前の例による。